

四半期報告書

(第107期第3四半期)

自 平成22年10月1日

至 平成22年12月31日

コニカミノルタホールディングス株式会社

四 半 期 報 告 書

- 1 本書は四半期報告書を金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用し提出したデータに目次及び頁を付して出力・印刷したものであります。
- 2 本書には、上記の方法により提出した四半期報告書に添付された四半期レビュー報告書及び上記の四半期報告書と同時に提出した確認書を末尾に綴じ込んでおります。

目 次

	頁
【表紙】	1
第一部【企業情報】	2
第1【企業の概況】	2
1【主要な経営指標等の推移】	2
2【事業の内容】	2
3【関係会社の状況】	2
4【従業員の状況】	2
第2【事業の状況】	3
1【生産、受注及び販売の状況】	3
2【事業等のリスク】	3
3【経営上の重要な契約等】	3
4【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】	4
第3【設備の状況】	8
第4【提出会社の状況】	9
1【株式等の状況】	9
2【株価の推移】	22
3【役員の状況】	22
第5【経理の状況】	23
1【四半期連結財務諸表】	24
2【その他】	39
第二部【提出会社の保証会社等の情報】	40

四半期レビュー報告書

確認書

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成23年2月10日

【四半期会計期間】 第107期第3四半期（自 平成22年10月1日 至 平成22年12月31日）

【会社名】 コニカミノルタホールディングス株式会社

【英訳名】 KONICA MINOLTA HOLDINGS, INC.

【代表者の役職氏名】 取締役代表執行役社長 松 崎 正 年

【本店の所在の場所】 東京都千代田区丸の内一丁目6番1号

【電話番号】 03(6250)2080

【事務連絡者氏名】 経理部会計グループリーダー 富 正 俊

【最寄りの連絡場所】 東京都千代田区丸の内一丁目6番1号

【電話番号】 03(6250)2080

【事務連絡者氏名】 経理部会計グループリーダー 富 正 俊

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
（東京都中央区日本橋兜町2番1号）
株式会社大阪証券取引所
（大阪市中央区北浜一丁目8番16号）

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第106期 第3四半期連結 累計期間	第107期 第3四半期連結 累計期間	第106期 第3四半期連結 会計期間	第107期 第3四半期連結 会計期間	第106期
会計期間	自 平成21年 4月1日 至 平成21年 12月31日	自 平成22年 4月1日 至 平成22年 12月31日	自 平成21年 10月1日 至 平成21年 12月31日	自 平成22年 10月1日 至 平成22年 12月31日	自 平成21年 4月1日 至 平成22年 3月31日
売上高 (百万円)	588,731	575,280	195,390	183,455	804,465
経常利益 (百万円)	19,135	22,274	10,406	4,371	40,818
四半期(当期)純利益 (百万円)	9,007	10,790	5,472	2,153	16,931
純資産額 (百万円)	—	—	413,117	408,198	420,775
総資産額 (百万円)	—	—	866,136	857,930	865,797
1株当たり純資産額 (円)	—	—	776.98	767.43	791.28
1株当たり四半期 (当期)純利益金額 (円)	16.99	20.35	10.32	4.06	31.93
潜在株式調整後 1株当たり四半期 (当期)純利益金額 (円)	16.00	19.70	9.80	3.93	30.32
自己資本比率 (%)	—	—	47.6	47.4	48.5
営業活動による キャッシュ・フロー (百万円)	88,503	39,457	—	—	113,377
投資活動による キャッシュ・フロー (百万円)	△30,774	△33,701	—	—	△40,457
財務活動による キャッシュ・フロー (百万円)	△37,104	22,059	—	—	△43,803
現金及び現金同等物の 四半期末(期末)残高 (百万円)	—	—	156,228	192,472	164,146
従業員数 (人)	—	—	36,509	35,714	36,048

(注) 1 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2 売上高には、消費税等は含んでおりません。

2【事業の内容】

当第3四半期連結会計期間において、当社グループ(当社及び当社の関係会社)が営んでいる事業の内容に重要な変更はありません。

また、主要な関係会社の異動については、「3 関係会社の状況」に記載しております。

なお、セグメント情報において、当第3四半期連結会計期間より、報告セグメントの区分方法を変更し、「メディカル&グラフィック事業」のグラフィック事業を「情報機器事業」に編入しております。この再編に伴い、報告セグメントの名称を「メディカル&グラフィック事業」から「ヘルスケア事業」に変更しております。詳細は、「第5 経理の状況 1 四半期連結財務諸表 注記事項(セグメント情報等) セグメント情報」の「4 報告セグメントの変更等に関する事項」をご参照下さい。

3【関係会社の状況】

連結子会社であったコニカミノルタグラフィックイメージング(株)は、平成22年10月1日に連結子会社であるコニカミノルタビジネスソリューションズ(株)に吸収合併されました。

4【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況 平成22年12月31日現在

従業員数(人)	35,714
---------	--------

(注) 従業員数は就業人員(当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含む)であります。

(2) 提出会社の状況 平成22年12月31日現在

従業員数(人)	218
---------	-----

(注) 従業員数は就業人員(当社から当社外への出向者を除き、当社外から当社への出向者を含む)であります。

第2【事業の状況】

1【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当第3四半期連結会計期間における生産実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	当第3四半期連結会計期間 (自 平成22年10月1日 至 平成22年12月31日)	前年同四半期比
情報機器事業	百万円 65,886	% —
オプト事業	30,507	—
ヘルスケア事業	8,563	—
その他	3,505	—
合計	108,461	—

(注) 1 金額は、売価換算値で表示しております。

2 上記の金額には、消費税等は含んでおりません。

3 当第3四半期連結会計期間より、報告セグメントの名称を「メディカル&グラフィック事業」から「ヘルスケア事業」に変更しております。詳細は、「第5 経理の状況 1 四半期連結財務諸表 注記事項(セグメント情報等) セグメント情報」の「4 報告セグメントの変更等に関する事項」をご参照下さい。

(2) 受注実績

当社グループは見込み生産を主としておりますので、記載を省略しております。

(3) 販売実績

販売状況については、「4 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」において各セグメントの業績に関連付けて示しております。

2【事業等のリスク】

当第3四半期連結会計期間において、新たな事業等のリスクの発生、又は、前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」について重要な変更はありません。

3【経営上の重要な契約等】

当第3四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等は行われておりません。

4【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 経営成績の分析

① 連結業績全般の概況

	当第3四半期 連結会計期間 (自22.10.1 至22.12.31)	前第3四半期 連結会計期間 (自21.10.1 至21.12.31)	増減	
	億円	億円	億円	%
売上高	1,834	1,953	△119	△6.1
売上総利益	836	897	△60	△6.8
営業利益	56	120	△63	△53.1
経常利益	43	104	△60	△58.0
税金等調整前四半期純利益	46	106	△59	△56.2
四半期純利益	21	54	△33	△60.6
	円 銭	円 銭	円 銭	%
1株当たり四半期純利益	4.06	10.32	△6.26	△60.7
	億円	億円	億円	%
設備投資額	85	69	15	21.9
減価償却費	136	151	△14	△9.7
研究開発費	187	166	20	12.6
	億円	億円	億円	%
フリー・キャッシュ・フロー	△68	256	△324	—
	人	人	人	%
連結従業員数	35,714	36,509	△795	△2.2
	円 銭	円 銭	円 銭	%
為替レート				
USドル	82.64	89.72	△7.08	△7.9
ユーロ	112.23	132.68	△20.45	△15.4

当社グループの当第3四半期連結会計期間（以下「当四半期」）における売上高は、前年同期比6.1%減収の1,834億円となりました。当四半期はUSドル、ユーロともに大幅な円高となり、為替換算による減収影響が141億円ありました。なお、この円高要因を除いたベースでの前年同期の売上高との比較では、22億円の微増収となります。海外販売比率が8割を超える情報機器事業は当期間を通してこの円高影響を最も強く受け、オフィス用MFP（デジタル複合機）の需要が緩やかに回復する中でカラー機やモノクロ機の新製品が牽引して販売台数は前年同期を上回りましたが、売上高は前年同期比で微減収となりました。オプト事業では、TACフィルム（液晶偏光板用保護フィルム）は顧客先での生産調整の影響を受けて前年水準には届かなかったものの、当四半期にはVA-TACフィルム（視野角拡大フィルム）の新製品出荷も始まり回復基調となりました。しかしながら、ガラス製ハードディスク基板、ブルーレイディスク用光ピックアップレンズ等は販売が全般に伸び悩み、減収となりました。また、ヘルスケア事業も、フィルム製品の販売減少と為替の円高影響により減収となりました。

営業利益は、前年同期比53.1%減益の56億円となりました。需要変動に伴う販売物量が伸び悩み、販売品種構成の変化、販売価格の変動影響、更には円高による為替換算での減益影響を大きく受けました。なお、為替換算による影響は前年同期比で53億円の減益要因となりました。

経常利益は、営業外損益において円高に伴う為替差損の計上等により12億円の費用超過となり、43億円（前年同期比58.0%減益）となりました。税金等調整前四半期純利益は46億円（同56.2%減益）、四半期純利益は21億円（同60.6%減益）となりました。

② 主要3セグメント別の状況

		当第3四半期 連結会計期間 (自22.10.1 至22.12.31)	前第3四半期 連結会計期間 (自21.10.1 至21.12.31)	増減	
		億円	億円	億円	%
情報機器事業	外部売上高	1,302	1,339	△36	△2.8
	営業利益	63	101	△37	△37.2
オプト事業	外部売上高	302	321	△18	△5.8
	営業利益	20	41	△21	△50.9
ヘルスケア事業	外部売上高	175	234	△59	△25.1
	営業利益 (△は損失)	0	△2	2	—

1) 情報機器事業 (事業担当：コニカミノルタビジネステクノロジーズ株式会社)

オフィス分野：緩やかな需要回復が続くオフィス用MFPでは、お客様のTCO (Total Cost of Ownership) 削減に貢献することを訴求した「bizhub (ビズハブ)」シリーズのカラー機の販売が、国内外の主要市場で好調に推移し、当期間における販売台数は前年同期を上回りました。モノクロ機の販売は、専用機を投入した新興国市場で販売台数を伸ばしました。

プロダクションプリント分野：新シリーズ「bizhub PRESS (ビズハブプレス) C8000/C7000/C6000」のカラー機3機種をラインアップに加えて、デジタル商業印刷市場の本格開拓に着手しました。しかしながら、金融危機以降の印刷業界における市況回復の遅れ等もあり、カラー機は前年同期を上回りましたがモノクロ機が低調となり、全体では前年並みの水準に留まりました。

このように、当事業では「ジャンルトップ戦略」に沿って、新製品を中心とした販売拡大に注力しました。また、OPS (Optimized Print Services) のグローバル展開に併せ、ITサービスの強化を図るため、欧州では平成22年11月にGetronics社 (本社：オランダ) と提携し、また米国では同年12月にAll Covered社を買収しました。しかしながら、当事業の外部顧客に対する売上高は前年同期比微減収の1,302億円となりました。為替換算による123億円の減収影響を除いたベースでは6.5%の増収となります。営業利益は、採算性の高いMFP新製品の販売を十分に伸ばしきれなかったため為替換算や価格変動等による影響を吸収するに至らず、前年同期比37.2%減益の63億円となりました。なお、為替換算による減益影響は42億円となりました。

2) オプト事業 (事業担当：コニカミノルタオプト株式会社)

ディスプレイ部材分野：TACフィルムは平成22年夏からの顧客先での生産調整の影響を受けて前年水準には届かないまでも、当四半期からVA-TACフィルムは新製品出荷も始まり販売数量は前四半期を上回るなど、10月を底に回復基調にあります。

メモリー分野：ガラス製ハードディスク基板、ブルーレイディスク用光ピックアップレンズともに当四半期の販売数量は前年同期の水準を上回ったものの、同年夏からのデジタル家電全般における生産調整の影響を受け、当初期待された伸びには至らず、この販売数量増による収益貢献は限定的となりました。

画像入出力コンポーネント分野：デジタルカメラやビデオカメラ向けレンズユニットの当四半期の販売数量は前年同期を上回りましたが、カメラ付携帯電話向けは大きく割り込みました。

このように、当事業では平成22年夏からのデジタル家電全般にわたる生産調整の影響を受け、主要製品の販売数量は総じて伸び悩みました。これらの結果、当事業の外部顧客に対する売上高は302億円、営業利益は20億円と、それぞれ前年同期比で減収減益となりました。

3) ヘルスケア事業 (事業担当：コニカミノルタエムジー株式会社)

これまでメディカル&グラフィック事業に区分しておりました印刷分野は、商業印刷及びデジタル印刷関連事業を情報機器事業へ集約する再編を実施しましたので、当四半期より「情報機器事業」へ編入しました。また、この再編に伴い報告セグメントの名称を「メディカル&グラフィック事業」から「ヘルスケア事業」に変更しました。

当事業では、主力のデジタルX線画像診断領域において、小型CR「REGIUS (レジウス) MODEL 110」をはじめとしたデジタル入力機器・システム、サービス・ソリューションビジネスの販売拡大に注力しました。これらデジタル機器の販売台数は国内外市場とも前年同期を上回りましたが、フィルムレス化が進行する中でフィルム製品の販売減少が継続し、加えて為替の円高影響を受けました。これらの結果、当事業の外部顧客に対する売上高は175億円、営業利益は0億円となりました。なお、前第3四半期連結会計期間には印刷部門の売上高43億円、営業損失5億円が含まれております。

(2) 財政状態の分析

		当第3四半期 連結会計期間末	前連結会計年度末	増減
総資産	(億円)	8,579	8,657	△78
負債	(億円)	4,497	4,450	47
純資産	(億円)	4,081	4,207	△125
1株当たり純資産額	(円)	767.43	791.28	△23.85
自己資本比率	(%)	47.4	48.5	△1.0

当第3四半期連結会計期間末の総資産は、前連結会計年度末比78億円(0.9%)減少の8,579億円となりました。流動資産は162億円(3.3%)増加の5,055億円(総資産比58.9%)となり、固定資産は241億円(6.4%)減少の3,524億円(総資産比41.1%)となりました。

流動資産については、現金及び預金が前連結会計年度末比33億円増加の889億円、有価証券を含めた現金及び現金同等物としては283億円増加の1,924億円となり、手元資金が増加しました。また、たな卸資産は前連結会計年度末比70億円増加の1,053億円となり、繰延税金資産が31億円、未収入金が11億円増加しました。一方、受取手形及び売掛金は前連結会計年度末比246億円減少の1,531億円となりました。

固定資産については、有形固定資産がオプト事業の建物や機械装置等の取得により増加した一方、全体として償却が進んだことにより前連結会計年度末比117億円減少の1,933億円となりました。また、無形固定資産ものれんやその他無形固定資産の償却等により、前連結会計年度末比89億円減少の901億円となりました。投資その他の資産は、繰延税金資産が22億円減少したことに加え、株価下落に伴い投資有価証券が時価評価等により10億円減少したこともあり、前連結会計年度末比34億円減少の689億円となりました。

当第3四半期連結会計期間末の負債は、前連結会計年度末比47億円(1.1%)増加の4,497億円(総資産比52.4%)となりました。支払手形及び買掛金が前連結会計年度末比74億円、賞与引当金が54億円、未払費用が20億円それぞれ減少し、加えて、退職給付引当金が第1四半期連結会計期間における特例掛金拠出もあり前連結会計年度末比44億円減少しました。また、有利子負債(長短借入金と社債の合計額)は、当第3四半期連結会計期間において社債の発行を行ったこともあり、264億円増加の2,238億円となりました。

当第3四半期連結会計期間末の純資産は、前連結会計年度末比125億円(3.0%)減少の4,081億円(総資産比47.6%)となりました。利益剰余金は当第3四半期連結累計期間における四半期純利益の計上による増加107億円、配当金による減少79億円などにより、前連結会計年度末比27億円増加の1,965億円となりました。また、USドル及びユーロを中心とした円高に伴う為替換算調整勘定の変動により、評価・換算差額等は前連結会計年度末比154億円減少しました。

以上の結果、当第3四半期連結会計期間末の1株当たり純資産額は767.43円となり、自己資本比率は、前連結会計年度末比1.0ポイント低下の47.4%となりました。

(3) キャッシュ・フローの状況

(単位：億円)

	当第3四半期 連結会計期間	前第3四半期 連結会計期間	増減
営業活動によるキャッシュ・フロー	76	344	△267
投資活動によるキャッシュ・フロー	△144	△87	△57
計 (フリー・キャッシュ・フロー)	△68	256	△324
財務活動によるキャッシュ・フロー	298	△444	743

当第3四半期連結会計期間の連結キャッシュ・フローの状況は、営業活動によるキャッシュ・フロー76億円の創出と、設備投資を中心とした投資活動によるキャッシュ・フロー144億円の支出の結果、営業活動によるキャッシュ・フローと投資活動によるキャッシュ・フローを合計したフリー・キャッシュ・フローは68億円のマイナスとなりました。

また、財務活動によるキャッシュ・フローは298億円のプラスとなりました。

これらの結果、当第3四半期連結会計期間末の現金及び現金同等物の残高は、第2四半期連結会計期間末比229億円増加の1,924億円となりました。

当第3四半期連結会計期間における各キャッシュ・フローの状況は次のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

税金等調整前四半期純利益46億円、減価償却費136億円等によるキャッシュ・フローの増加と、賞与引当金の減少53億円、運転資本の減少52億円、法人税等の支払い32億円等との相殺により、営業活動によるキャッシュ・フローは76億円のプラス（前第3四半期連結会計期間は344億円のプラス）となりました。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

情報機器事業における新製品ののための金型投資及び戦略事業であるオプト事業における生産能力増強に係る投資等の有形固定資産の取得による支出111億円の他、情報機器事業においてITサービスの強化を図るため米国のAll Covered社を買収したことによる子会社株式の取得による支出21億円等により、投資活動によるキャッシュ・フローは144億円のマイナス（前第3四半期連結会計期間は87億円のマイナス）となりました。

これらの結果、営業活動によるキャッシュ・フローと投資活動によるキャッシュ・フローを合計したフリー・キャッシュ・フローは68億円のマイナス（前第3四半期連結会計期間は256億円のプラス）となりました。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

主として社債の発行による収入300億円と、配当金の支払い38億円等の相殺により、財務活動によるキャッシュ・フローは298億円のプラス（前第3四半期連結会計期間は444億円のマイナス）となりました。

(注) 上記金額には、消費税等は含んでおりません。

(4) 事業上及び財政上の対処すべき課題

当第3四半期連結会計期間において、当社グループが対処すべき課題について重要な変更はありません。

(5) 研究開発活動

当第3四半期連結会計期間におけるグループ全体の研究開発費の金額は187億円となりました。

なお、当第3四半期連結会計期間において、研究開発活動の状況について重要な変更はありません。

(注) 「4 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」における記載金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

第3【設備の状況】

(1) 主要な設備の状況

当第3四半期連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

(2) 設備の新設、除却等の計画

当第3四半期連結会計期間において、前四半期連結会計期間末に計画中であった重要な設備の新設、除却等について、重要な変更はありません。

また、当第3四半期連結会計期間において、新たに確定した重要な設備の新設・除却等の計画はありません。

当第3四半期連結会計期間において、前四半期連結会計期間末に計画中であった重要な設備の新設、拡充のうち完了したものは、次のとおりであります。

セグメントの名称	会社名（所在地）	主な設備の内容	金額 (百万円)	完了年月
情報機器事業	コニカミノルタビジネステクノロジー株式会社 (東京都千代田区)	金型、IT関連	749	平成22年10月～12月
	コニカミノルタビジネスソリューションズ株式会社 (東京都中央区)	IT関連	608	平成22年10月～12月
オプト事業	コニカミノルタオプト株式会社 (東京都八王子市)	液晶フィルム、光学デバイス生産設備	1,322	平成22年10月～12月
	Konica Minolta Opto (DALIAN) Co., Ltd. (大連市 中国)	光学デバイス生産設備	875	平成22年10月～12月
	Konica Minolta Glass Tech Malaysia Sdn. Bhd. (Melaka, Malaysia)	光学デバイス生産設備	5,224	平成22年10月～12月

(注) 上記金額には、消費税等は含んでおりません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数（株）
普通株式	1,200,000,000
計	1,200,000,000

②【発行済株式】

種類	第3四半期会計期間末 現在発行数（株） （平成22年12月31日）	提出日現在発行数（株） （平成23年2月10日）	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	531,664,337	同左	東京証券取引所 大阪証券取引所	単元株式数は500株であります。
計	531,664,337	同左	—	—

(注) 東京証券取引所及び大阪証券取引所の市場第一部に上場しております。

(2) 【新株予約権等の状況】

① 新株予約権

当社は旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定ならびに平成17年6月24日開催の当社第101回定時株主総会決議に基づき、当社の取締役（社外取締役を除く）及び執行役に対し、株式報酬型ストックオプションとして新株予約権を平成17年8月23日に無償で発行しております。

	第3四半期会計期間末現在 (平成22年12月31日)	
新株予約権の数(個)	183	(注) 1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	
新株予約権の目的となる株式の数(株)	91,500	(注) 1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1個当たり500 (1株当たり1)	(注) 2
新株予約権の行使期間	平成17年8月23日 ～平成37年6月30日	
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1 資本組入額 1	
新株予約権の行使の条件	<p>① 新株予約権者は、当社の取締役又は執行役のうちそのいずれの地位も有さなくなった日の翌日から1年経過した日（以下、「権利行使開始日」という。）から5年を経過する日までの間に限り新株予約権を行使することができるものとしております。</p> <p>② 前記①にかかわらず、平成36年6月30日に至るまで新株予約権者が権利行使開始日を迎えなかった場合には、平成36年7月1日より新株予約権を行使できるものとしております。</p> <p>③ 新株予約権の全個数又は一部個数を行使することができるものとしております。但し、各新株予約権1個当たりの一部行使は認められておりません。</p> <p>④ 新株予約権の行使のその他の条件は、取締役会又は取締役会の決議による委任を受けた執行役が決定することとなっております。</p>	
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには、当社取締役会の承認を要するものとしております。但し、新株予約権者が死亡した際の当該新株予約権の相続人又は受遺者への移転を除いております。	
代用払込みに関する事項	—	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	

(注) 1 新株予約権1個当たりの目的となる株式数は500株としております。

なお、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、本新株予約権のうち、当該株式分割又は株式併合の時点で行使されていないものについて、次の算式により、その目的となる株式の数を調整するものとし、調整の結果生ずる1株未満の端数は、これを切り捨てております。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割又は併合の比率}$$

当社が、他社と合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じて株式数の調整を必要とする場合には、当社は合理的な範囲で適切に株式数の調整を行うことができるものとしております。

2 本新株予約権の行使の目的となる株式1株当たりの払込金額（以下、「行使価額」という。）は1円としております。

新株予約権発行日後に、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額の調整を行い、調整により生ずる1円未満の端数は、これを切り上げております。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times 1 / \text{分割又は併合の比率}$$

当社が、他社と合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は合理的な範囲において行使価額の調整を行うことができるものとしております。

当社は会社法第238条及び第240条の規定ならびに平成18年6月23日開催の当社取締役会決議による委任に基づく平成18年8月16日の当社代表取締役社長の決定に基づき、当社の取締役（社外取締役を除く）及び執行役に対し、株式報酬型ストックオプションとして募集新株予約権を平成18年9月1日に発行しております。

	第3四半期会計期間末現在 (平成22年12月31日)	
新株予約権の数(個)	161	(注) 1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	
新株予約権の目的となる株式の数(株)	80,500	(注) 1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1個当たり500 (1株当たり1)	(注) 2
新株予約権の行使期間	平成18年9月2日 ～平成38年6月30日	
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行 価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,454	資本組入額 727
新株予約権の行使の条件	<p>① 新株予約権者は、当社の取締役又は執行役のうちそのいずれの地位も有さなくなった日の翌日から1年経過した日(以下、「権利行使開始日」という。)から5年を経過する日までの間に限り新株予約権を行使することができるものとしております。</p> <p>② 前記①にかかわらず、平成37年6月30日に至るまで新株予約権者が権利行使開始日を迎えなかった場合には、平成37年7月1日より新株予約権を行使できるものとしております。</p> <p>③ 新株予約権の全個数又は一部個数を行使することができるものとしております。但し、各新株予約権1個当たりの一部行使は認められておりません。</p> <p>④ 新株予約権の行使のその他の条件は、取締役会又は取締役会の決議による委任を受けた執行役が決定することとなっております。</p>	
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには、当社取締役会の承認を要するものとしております。但し、新株予約権者が死亡した際の当該新株予約権の相続人又は受遺者への移転を除いております。	
代用払込みに関する事項	—	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	

(注) 1 新株予約権1個当たりの目的となる株式数は500株としております。

なお、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、本新株予約権のうち、当該株式分割又は株式併合の時点で行使されていないものについて、次の算式により、その目的となる株式の数を調整するものとし、調整の結果生ずる1株未満の端数は、これを切り捨てております。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割又は併合の比率}$$

当社が、他社と合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じて株式数の調整を必要とする場合には、当社は合理的な範囲で適切に株式数の調整を行うことができるものとしております。

2 本新株予約権の行使の目的となる株式1株当たりの払込金額(以下、「行使価額」という。)は1円としております。

新株予約権発行日後に、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額の調整を行い、調整により生ずる1円未満の端数は、これを切り上げております。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times 1 / \text{分割又は併合の比率}$$

当社が、他社と合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は合理的な範囲において行使価額の調整を行うことができるものとしております。

当社は会社法第238条及び第240条の規定ならびに平成19年6月21日開催の当社取締役会決議による委任に基づく平成19年8月7日の当社代表執行役社長の決定に基づき、当社の取締役（社外取締役を除く）及び執行役に対し、株式報酬型ストックオプションとして新株予約権を平成19年8月22日に発行しております。

	第3四半期会計期間末現在 (平成22年12月31日)	
新株予約権の数(個)	190	(注) 1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	
新株予約権の目的となる株式の数(株)	95,000	(注) 1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1個当たり500 (1株当たり1)	(注) 2
新株予約権の行使期間	平成19年8月23日 ～平成39年6月30日	
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,635 資本組入額 818	
新株予約権の行使の条件	(注) 3	
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには、当社取締役会の承認を要するものとしております。但し、新株予約権者が死亡した際の当該新株予約権の相続人又は受遺者への移転を除いております。	
代用払込みに関する事項	—	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 4	
新株予約権の取得条項に関する事項	(注) 5	

(注) 1 新株予約権1個当たりの目的となる株式数は500株としております。

なお、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、本新株予約権のうち、当該株式分割又は株式併合の時点で行使されていないものについて、次の算式により、その目的となる株式の数を調整するものとし、調整の結果生ずる1株未満の端数は、これを切り捨てております。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割又は併合の比率}$$

当社が、他社と合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じて株式数の調整を必要とする場合には、当社は合理的な範囲で適切に株式数の調整を行うことができるものとしております。

2 本新株予約権の行使の目的となる株式1株当たりの払込金額（以下、「行使価額」という。）は1円としております。

新株予約権発行日後に、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額の調整を行い、調整により生ずる1円未満の端数は、これを切り上げております。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times 1 / \text{分割又は併合の比率}$$

当社が、他社と合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は合理的な範囲において行使価額の調整を行うことができるものとしております。

3 (1) 新株予約権者は、当社の取締役又は執行役のうちそのいずれの地位も有さなくなった日の翌日から1年経過した日（以下、「権利行使開始日」という。）から5年を経過する日までの間に限り新株予約権を行使することができるものとしております。

(2) 前記(1)にかかわらず、新株予約権者は、以下の(a)、(b)に定める場合（但し、(b)については、(注)4の組織再編成行為時の取扱いに従って新株予約権者に再編対象会社の新株予約権が交付される場合を除く。）には、それぞれに定める期間内に限り新株予約権を行使できるものとしております。

(a) 平成38年6月30日に至るまでに権利行使開始日を迎えていなかった場合
平成38年7月1日より平成39年6月30日まで

(b) 当社が消滅会社となる合併契約書承認の議案が当社株主総会で承認された場合、または当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転計画書承認の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要な場合は、当社取締役会の決議がなされた場合）
当該承認日の翌日から15日間

(3) 新株予約権の全個数又は一部個数を行使することができるものとしております。但し、各新株予約権1個当たりの一部行使は認められておりません。

(4) 新株予約権の行使のその他の条件は、取締役会又は取締役会の決議による委任を受けた執行役が決定することとなっております。

4 組織再編成行為時の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割もしくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、又は株式交換もしくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合には、当該組織再編行為の効力発生の直前において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）を有する新株予約権者に対し、それぞれの組織再編行為の場合につき会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を、以下の条件に基づきそれぞれ交付することとしております。この場合、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとしております。なお、本取扱いが適用されるのは、以下の条件に従って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、当該組織再編行為にかかる吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとしております。

- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとしております。
- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式としております。
- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、決定することとしております。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、再編後払込金額に上記(3)に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額としております。なお、再編後払込金額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円としております。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間
新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権を行使することができる期間の満了日までとしております。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
以下に準じて決定してしております。
 - (a) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第40条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとしております。
 - (b) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(a)記載の資本金等増加限度額から上記(a)に定める増加する資本金の額を減じた額としております。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとしております。
- (8) 新株予約権の取得条項
(注) 5の新株予約権の取得条項に準じて決定することとしております。

5 新株予約権の取得条項

当社が消滅会社となる合併契約書承認の議案が当社株主総会で承認された場合、当社が分割会社となる分割契約書もしくは分割計画書承認の議案が当社株主総会で承認された場合、又は当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転計画書承認の議案につき当社株主総会で承認された場合は、取締役会又は執行役が別途定める日に、当社は新株予約権を無償にて取得することができるものとしております。

当社は会社法第238条及び第240条の規定ならびに平成20年6月19日開催の当社取締役会決議による委任に基づく平成20年7月22日の当社代表執行役社長の決定に基づき、当社の取締役（社外取締役を除く）及び執行役に対し、株式報酬型ストックオプションとして新株予約権を平成20年8月18日に発行しております。

	第3四半期会計期間末現在 (平成22年12月31日)	
新株予約権の数(個)	216	(注) 1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	
新株予約権の目的となる株式の数(株)	108,000	(注) 1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1個当たり500 (1株当たり1)	(注) 2
新株予約権の行使期間	平成20年8月19日 ～平成40年6月30日	
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,419 資本組入額 710	
新株予約権の行使の条件	(注) 3	
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには、当社取締役会の承認を要するものとしております。但し、新株予約権者が死亡した際の当該新株予約権の相続人又は受遺者への移転を除いております。	
代用払込みに関する事項	—	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 4	
新株予約権の取得条項に関する事項	(注) 5	

(注) 1 新株予約権1個当たりの目的となる株式数は500株としております。
なお、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、本新株予約権のうち、当該株式分割又は株式併合の時点で行使されていないものについて、次の算式により、その目的となる株式の数を調整するものとし、調整の結果生ずる1株未満の端数は、これを切り捨てております。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割又は併合の比率}$$

当社が、他社と合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じて株式数の調整を必要とする場合には、当社は合理的な範囲で適切に株式数の調整を行うことができるものとしております。

- 2 本新株予約権の行使の目的となる株式1株当たりの払込金額（以下、「行使価額」という。）は1円としております。
新株予約権発行日後に、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額の調整を行い、調整により生ずる1円未満の端数は、これを切り上げております。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times 1 / \text{分割又は併合の比率}$$

当社が、他社と合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は合理的な範囲において行使価額の調整を行うことができるものとしております。

- 3 (1) 新株予約権者は、当社の取締役又は執行役のうちそのいずれの地位も有さなくなった日の翌日から1年経過した日（以下、「権利行使開始日」という。）から5年を経過する日までの間に限り新株予約権を行使することができるものとしております。
(2) 前記(1)にかかわらず、新株予約権者は、以下の(a)、(b)に定める場合（但し、(b)については、(注)4の組織再編成行為時の取扱いに従って新株予約権者に再編対象会社の新株予約権が交付される場合を除く。）には、それぞれに定める期間内に限り新株予約権を行使できるものとしております。
(a) 平成39年6月30日に至るまでに権利行使開始日を迎えていなかった場合
平成39年7月1日より平成40年6月30日まで
(b) 当社が消滅会社となる合併契約書承認の議案が当社株主総会で承認された場合、または当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転計画書承認の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要な場合は、当社取締役会の決議がなされた場合）
当該承認日の翌日から15日間
(3) 新株予約権の全個数又は一部個数を行使することができるものとしております。但し、各新株予約権1個当たりの一部行使は認められておりません。
(4) 新株予約権の行使のその他の条件は、取締役会又は取締役会の決議による委任を受けた執行役が決定することとなっております。

4 組織再編成行為時の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割もしくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、又は株式交換もしくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して以下、「組織再編成行為」という。）をする場合には、当該組織再編成行為の効力発生直前において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）を有する新株予約権者に対し、それぞれの組織再編成行為の場合につき会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下「再編成対象会社」という。）の新株予約権を、以下の条件に基づきそれぞれ交付することとしております。この場合、残存新株予約権は消滅し、再編成対象会社は新株予約権を新たに発行するものとしております。なお、本取扱いが適用されるのは、以下の条件に従って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、当該組織再編成行為にかかる吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとしております。

- (1) 交付する再編成対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとしております。
- (2) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類
再編成対象会社の普通株式としております。
- (3) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数
組織再編成行為の条件等を勘案の上、決定することとしております。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、再編成後払込金額に上記(3)に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数を乗じて得られる金額としております。なお、再編成後払込金額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編成対象会社の株式1株当たり1円としております。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間
新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権を行使することができる期間の満了日までとしております。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
以下に準じて決定してしております。
 - (a) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第40条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとしております。
 - (b) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(a)記載の資本金等増加限度額から上記(a)に定める増加する資本金の額を減じた額としております。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとしております。
- (8) 新株予約権の取得条項
(注) 5の新株予約権の取得条項に準じて決定することとしております。

5 新株予約権の取得条項

当社が消滅会社となる合併契約書承認の議案が当社株主総会で承認された場合、当社が分割会社となる分割契約書もしくは分割計画書承認の議案が当社株主総会で承認された場合、又は当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転計画書承認の議案につき当社株主総会で承認された場合は、取締役会又は執行役が別途定める日に、当社は新株予約権を無償にて取得することができるものとしております。

当社は会社法第238条及び第240条の規定に基づき、平成21年8月4日の当社代表執行役社長の決定により、当社の取締役（社外取締役を除く）及び執行役に対し、株式報酬型ストックオプションとして新株予約権を平成21年8月19日に発行しております。

	第3四半期会計期間末現在 (平成22年12月31日)	
新株予約権の数(個)	379	(注) 1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	
新株予約権の目的となる株式の数(株)	189,500	(注) 1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1個当たり500 (1株当たり1)	(注) 2
新株予約権の行使期間	平成21年8月20日 ～平成41年6月30日	
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 776 資本組入額 388	
新株予約権の行使の条件	(注) 3	
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには、当社取締役会の承認を要するものとしております。但し、新株予約権者が死亡した際の当該新株予約権の相続人又は受遺者への移転を除いております。	
代用払込みに関する事項	—	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 4	
新株予約権の取得条項に関する事項	(注) 5	

(注) 1 新株予約権1個当たりの目的となる株式数は500株としております。
なお、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、本新株予約権のうち、当該株式分割又は株式併合の時点で行使されていないものについて、次の算式により、その目的となる株式の数を調整するものとし、調整の結果生ずる1株未満の端数は、これを切り捨てております。

調整後株式数＝調整前株式数×分割又は併合の比率

当社が、他社と合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じて株式数の調整を必要とする場合には、当社は合理的な範囲で適切に株式数の調整を行うことができるものとしております。

- 2 本新株予約権の行使の目的となる株式1株当たりの払込金額（以下、「行使価額」という。）は1円としております。
新株予約権発行日後に、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額の調整を行い、調整により生ずる1円未満の端数は、これを切り上げております。

調整後行使価額＝調整前行使価額×1／分割又は併合の比率

当社が、他社と合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は合理的な範囲において行使価額の調整を行うことができるものとしております。

- 3 (1) 新株予約権者は、当社の取締役又は執行役のうちそのいずれの地位も有さなくなった日の翌日から1年経過した日（以下、「権利行使開始日」という。）から5年を経過する日までの間に限り新株予約権を行使することができるものとしております。
- (2) 前記(1)にかかわらず、新株予約権者は、以下の(a)、(b)に定める場合（但し、(b)については、(注)4の組織再編成行為時の取扱いに従って新株予約権者に再編対象会社の新株予約権が交付される場合を除く。）には、それぞれに定める期間内に限り新株予約権を行使できるものとしております。
- (a) 平成40年6月30日に至るまでに権利行使開始日を迎えてなかった場合
平成40年7月1日より平成41年6月30日まで
- (b) 当社が消滅会社となる合併契約書承認の議案が当社株主総会で承認された場合、または当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転計画書承認の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要な場合は、当社取締役会の決議がなされた場合）
当該承認日の翌日から15日間
- (3) 新株予約権の全個数又は一部個数を行使することができるものとしております。但し、各新株予約権1個当たりの一部行使は認められておりません。
- (4) 新株予約権の行使のその他の条件は、取締役会又は取締役会の決議による委任を受けた執行役が決定することとなっております。

4 組織再編成行為時の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割もしくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、又は株式交換もしくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して以下、「組織再編成行為」という。）をする場合には、当該組織再編成行為の効力発生直前において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）を有する新株予約権者に対し、それぞれの組織再編成行為の場合につき会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下「再編成対象会社」という。）の新株予約権を、以下の条件に基づきそれぞれ交付することとしております。この場合、残存新株予約権は消滅し、再編成対象会社は新株予約権を新たに発行するものとしております。なお、本取扱いが適用されるのは、以下の条件に従って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、当該組織再編成行為にかかる吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとしております。

- (1) 交付する再編成対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとしております。
- (2) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類
再編成対象会社の普通株式としております。
- (3) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数
組織再編成行為の条件等を勘案の上、決定することとしております。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、再編成後払込金額に上記(3)に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数を乗じて得られる金額としております。なお、再編成後払込金額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編成対象会社の株式1株当たり1円としております。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間
新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権を行使することができる期間の満了日までとしております。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
以下に準じて決定してしております。
 - (a) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第40条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとしております。
 - (b) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(a)記載の資本金等増加限度額から上記(a)に定める増加する資本金の額を減じた額としております。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとしております。
- (8) 新株予約権の取得条項
(注) 5の新株予約権の取得条項に準じて決定することとしております。

5 新株予約権の取得条項

当社が消滅会社となる合併契約書承認の議案が当社株主総会で承認された場合、当社が分割会社となる分割契約書もしくは分割計画書承認の議案が当社株主総会で承認された場合、又は当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転計画書承認の議案につき当社株主総会で承認された場合で、当社が必要と認めるときは、取締役会又は執行役が別途定める日に、当社は新株予約権を無償にて取得することができるものとしております。

当社は会社法第238条及び第240条の規定に基づき、平成22年8月11日の当社代表執行役社長の決定により、当社の取締役（社外取締役を除く）及び執行役に対し、株式報酬型ストックオプションとして新株予約権を平成22年8月27日に発行しております。

	第3四半期会計期間末現在 (平成22年12月31日)	
新株予約権の数(個)	376	(注) 1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	
新株予約権の目的となる株式の数(株)	188,000	(注) 1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1個当たり500 (1株当たり1)	(注) 2
新株予約権の行使期間	平成22年8月28日 ～平成42年6月30日	
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 664 資本組入額 332	
新株予約権の行使の条件	(注) 3	
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには、当社取締役会の承認を要するものとしております。但し、新株予約権者が死亡した際の当該新株予約権の相続人又は受遺者への移転を除いております。	
代用払込みに関する事項	—	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 4	
新株予約権の取得条項に関する事項	(注) 5	

(注) 1 新株予約権1個当たりの目的となる株式数は500株としております。
なお、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、本新株予約権のうち、当該株式分割又は株式併合の時点で行使されていないものについて、次の算式により、その目的となる株式の数を調整するものとし、調整の結果生ずる1株未満の端数は、これを切り捨てております。

調整後株式数＝調整前株式数×分割又は併合の比率

当社が、他社と合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じて株式数の調整を必要とする場合には、当社は合理的な範囲で適切に株式数の調整を行うことができるものとしております。

- 2 本新株予約権の行使の目的となる株式1株当たりの払込金額（以下、「行使価額」という。）は1円としております。
新株予約権発行日後に、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額の調整を行い、調整により生ずる1円未満の端数は、これを切り上げております。

調整後行使価額＝調整前行使価額×1／分割又は併合の比率

当社が、他社と合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は合理的な範囲において行使価額の調整を行うことができるものとしております。

- 3 (1) 新株予約権者は、当社の取締役又は執行役のうちそのいずれの地位も有さなくなった日の翌日から1年経過した日（以下、「権利行使開始日」という。）から5年を経過する日までの間に限り新株予約権を行使することができるものとしております。
- (2) 前記(1)にかかわらず、新株予約権者は、以下の(a)、(b)に定める場合（但し、(b)については、(注)4の組織再編成行為時の取扱いに従って新株予約権者に再編対象会社の新株予約権が交付される場合を除く。）には、それぞれに定める期間内に限り新株予約権を行使できるものとしております。
- (a) 平成41年6月30日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合
平成41年7月1日より平成42年6月30日まで
- (b) 当社が消滅会社となる合併契約書承認の議案が当社株主総会で承認された場合、または当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転計画書承認の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要な場合は、当社取締役会の決議がなされた場合）
当該承認日の翌日から15日間
- (3) 新株予約権の全個数又は一部個数を行使することができるものとしております。但し、各新株予約権1個当たりの一部行使は認められておりません。
- (4) 新株予約権の行使のその他の条件は、取締役会又は取締役会の決議による委任を受けた執行役が決定することとなっております。

4 組織再編成行為時の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割もしくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、又は株式交換もしくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して以下、「組織再編成行為」という。）をする場合には、当該組織再編成行為の効力発生直前において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）を有する新株予約権者に対し、それぞれの組織再編成行為の場合につき会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下「再編成対象会社」という。）の新株予約権を、以下の条件に基づきそれぞれ交付することとします。この場合、残存新株予約権は消滅し、再編成対象会社は新株予約権を新たに発行するものとしております。なお、本取扱いが適用されるのは、以下の条件に従って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、当該組織再編成行為にかかる吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとしております。

- (1) 交付する再編成対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとしております。
- (2) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類
再編成対象会社の普通株式としております。
- (3) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数
組織再編成行為の条件等を勘案の上、決定することとします。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、再編成後払込金額に上記(3)に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数を乗じて得られる金額としております。なお、再編成後払込金額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編成対象会社の株式1株当たり1円としております。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間
新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権を行使することができる期間の満了日までとしております。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
以下に準じて決定してしております。
 - (a) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第40条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとしております。
 - (b) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(a)記載の資本金等増加限度額から上記(a)に定める増加する資本金の額を減じた額としております。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとしております。
- (8) 新株予約権の取得条項
(注) 5の新株予約権の取得条項に準じて決定することとします。

5 新株予約権の取得条項

当社が消滅会社となる合併契約書承認の議案が当社株主総会で承認された場合、当社が分割会社となる分割契約書もしくは分割計画書承認の議案が当社株主総会で承認された場合、又は当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転計画書承認の議案につき当社株主総会で承認された場合で、当社が必要と認めるときは、取締役会又は執行役が別途定める日に、当社は新株予約権を無償にて取得することができるものとしております。

② 新株予約権付社債

会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき発行した新株予約権付社債は、次のとおりであります。

2016年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債	
	第3四半期会計期間末現在 (平成22年12月31日)
新株予約権の数(個)	8,000
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	16,785,564
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり2,383 (注) 1
新株予約権の行使期間	平成18年12月21日 ～平成28年11月22日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 2,383 資本組入額 1,192
新株予約権の行使の条件	各新株予約権の一部行使はできません。
新株予約権の譲渡に関する事項	該当ありません。
代用払込みに関する事項	新株予約権を行使しようとする者の請求があるときは、その新株予約権が付けられた社債の全額の償還に代えて新株予約権の行使に際して払込をなすべき額の全額の払込があったものとしております。また、新株予約権が行使されたときには、当該請求があったものとみなしております。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 2
新株予約権付社債の残高(百万円)	40,000

(注) 1 転換価額は、本新株予約権付社債の発行後、当社が当社普通株式の時価を下回る払込金額で当社普通株式を発行し又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合には、本新株予約権付社債の要項に定める一定の場合を除き、下記の算式により調整しております。なお、下記の算式において、「既発行株式数」は当社の発行済普通株式(当社が保有するものを除く。)の総数を指しております。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{発行又は処分株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{発行又は処分株式数}}$$

また、転換価額は、当社普通株式の分割又は併合、当社普通株式の時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されるものを含む。)の発行が行われる場合その他本新株予約権付社債の要項に定める一定の事由が生じた場合にも適宜調整しております。

- 2 (1) 当社が組織再編等を行う場合、(i) その時点において(法律の公的又は司法上の解釈又は適用を考慮した結果)法律上実行可能であり、(ii) その実行のための仕組みが既に構築されているか又は構築可能であり、さらに(必要な場合において)受託会社が既に合意しているか又は合意できる場合であり、かつ(iii) その全体において当社が不合理であると判断する費用又は支出(租税負担を含む。)を当社又は承継会社等(以下に定義する。)に生じさせることなく実行可能であるときは、当社は、承継会社等をして、本社債の債務者とするための本新株予約権付社債の要項及び信託証書に定める措置及び本新株予約権に代わる新たな新株予約権の交付をさせる最善の努力をしなければならないこととされております。「承継会社等」とは、組織再編等(株式交換又は株式移転を除く。)における相手方であって本新株予約権付社債及び/又は本新株予約権に係る当社の義務を引き受ける会社並びに株式交換又は株式移転の場合における当社の親会社となる会社を総称するというものとしております。
- (2) 上記(1)の定めに従って交付される承継会社等の新株予約権の内容は下記のとおりとしております。

- (a) 新株予約権の数
当該組織再編等の効力発生日の直前において残存する本新株予約権付社債権者が保有する本新株予約権の数と同一の数としております。
- (b) 新株予約権の目的である株式の種類
承継会社等の普通株式としております。
- (c) 新株予約権の目的である株式の数
承継会社等の新株予約権の行使により交付される承継会社等の普通株式の数は、当該組織再編等の条件等を勘案の上、本新株予約権付社債の要項を参照して決定するほか、以下に従います。なお、転換価額は上記1と同様な調整に服することとなっております。
- イ 合併、株式交換又は株式移転の場合には、当該組織再編等の効力発生日の直前に本新株予約権を行使した場合に得られる数の当社普通株式の保有者が当該組織再編等において受領する承継会社等の普通株式の数を、当該組織再編等の効力発生日の直後に承継会社等の新株予約権を行使したときに受領できるように、転換価額を定めております。当該組織再編等の際に承継会社等の普通株式以外の証券又はその他の財産が交付されるときは、当該証券又は財産の価値を承継会社等の普通株式の時価で除して得られる数に等しい承継会社等の普通株式の数を併せて受領できるようにしております。

- ロ 合併、株式交換及び株式移転を除く組織再編等の場合には、当該組織再編等の効力発生日の直前に本新株予約権を行使した場合に本新株予約権付社債権者が得られるのと同等の経済的利益を、当該組織再編等の効力発生日の直後に承継会社等の新株予約権を行使したときに受領できるように、転換価額を定めております。
- (d) 新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額
承継会社等の新株予約権の行使に際しては、承継された社債を出資するものとし、当該社債の価額は、本社債の額面金額と同額としております。
- (e) 新株予約権を行使することができる期間
当該組織再編等の効力発生日又は当該効力発生日よりも後に上記(1)若しくは下記(3)に定める一定の措置の効力が生じる場合には、当該措置の効力発生日から、本新株予約権の行使期間の満了日までとしております。
- (f) その他の新株予約権の行使の条件
承継会社等の各新株予約権の一部行使はできないこととなっております。
- (g) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金
承継会社等の新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第40条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額といたします。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額といたします。
- (h) 組織再編等が生じた場合
承継会社等について組織再編等が生じた場合にも、本新株予約権付社債と同様な取り扱いを行います。
- (i) その他
承継会社等の新株予約権の行使により生じる1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行いません。承継会社等の新株予約権は社債と分離して譲渡できないこととしております。
- (3) 当社は、上記(1)に定める事項が、(i) (法律の公的若しくは司法上の解釈又は適用を考慮した結果) 法律上可能でないか、(ii) その実行のための仕組みが構築されておらず、若しくは構築可能でないか、又は、(必要な場合において) 受託会社がこのことについて合意していないか、又は (iii) その全体において当社が不合理であると判断する費用若しくは支出(租税負担を含む。)を当社若しくは承継会社等に生じさせることなく実行できないことを受託会社に証明した場合で、(法律の公的又は司法上の解釈又は適用を考慮した結果) 法律上及び実務上それが可能である場合には、本新株予約権付社債権者に対し、その保有していた本新株予約権付社債と同等の経済的利益を提供することを企図したスキームの申し出を行い、及び/又は承継会社等をしてかかる申し出を行わせるものとしております。なお、当社が不合理であると判断する費用又は支出(租税負担を含む。)を当社又は承継会社等に生じさせず、(法律の公的又は司法上の解釈又は適用を考慮した結果) 法律上及び実務上可能である場合には、当社は、かかる経済的利益の一部として、上記(2)に定める新株予約権を承継会社等に交付させる最善の努力をしなければならないとしております。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成22年10月1日～ 平成22年12月31日	—	531,664,337	—	37,519	—	135,592

(6) 【大株主の状況】

当第3四半期会計期間において、大株主の異動は把握しておりません。

(注) 以下の会社から大量保有報告書により当社の株式を相当数保有している旨の報告を受けておりますが、当社として当第3四半期会計期間末時点における実質所有株式数の確認ができません。

なお、大量保有報告書の報告義務発生日は株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ（共同保有）：平成22年1月5日、テンプレート・アセット・マネジメント・リミテッド（共同保有）：平成22年3月31日、エムエフエス・インベストメント・マネジメント株式会社（共同保有）：平成22年8月13日となっております。

大量保有報告書提出会社	住所	保有株券等の数 (千株)	株券等の保有 割合 (%)
株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ（共同保有）	東京都千代田区丸の内2-7-1	51,007	9.58
テンプレート・アセット・マネジメント・リミテッド（共同保有）	シンガポール共和国038987、サンテック・タワー・ワン#38-03、テマセク・ブルヴァール7	44,797	8.43
エムエフエス・インベストメント・マネジメント株式会社（共同保有）	東京都千代田区霞が関1-4-2	33,873	6.37

(7) 【議決権の状況】

当第3四半期会計期間末日現在の議決権の状況については、株主名簿の記載内容が把握できず、記載することができませんので、直前の基準日である平成22年9月30日現在で記載しております。

① 【発行済株式】

平成22年9月30日現在

区分	株式数 (株)	議決権の数 (個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式 (自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式 (その他)	—	—	—
完全議決権株式 (自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 1,424,500	—	—
完全議決権株式 (その他)	普通株式 528,292,500	1,056,585	—
単元未満株式	普通株式 1,947,337	—	1単元 (500株) 未満の株式
発行済株式総数	531,664,337	—	—
総株主の議決権	—	1,056,585	—

(注) 1 証券保管振替機構名義の株式が、「完全議決権株式 (その他)」欄の普通株式に15,500株 (議決権31個)、「単元未満株式」欄の普通株式に436株含まれております。

2 当社所有の自己保有株式が、「単元未満株式」欄の普通株式に227株含まれております。

② 【自己株式等】

平成22年9月30日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合 (%)
(自己保有株式) コニカミノルタ ホールディングス(株)	東京都千代田区丸の内 1-6-1	1,424,500	—	1,424,500	0.27
計	—	1,424,500	—	1,424,500	0.27

2 【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成22年 4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
最高 (円)	1,267	1,204	1,043	957	880	883	891	924	904
最低 (円)	1,071	948	852	827	719	729	770	787	830

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

3 【役員状況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当四半期報告書提出日までの役員の異動はありません。

第5【経理の状況】

1 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号。以下「四半期連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、前第3四半期連結会計期間（平成21年10月1日から平成21年12月31日まで）及び前第3四半期連結累計期間（平成21年4月1日から平成21年12月31日まで）は、改正前の四半期連結財務諸表規則に基づき、当第3四半期連結会計期間（平成22年10月1日から平成22年12月31日まで）及び当第3四半期連結累計期間（平成22年4月1日から平成22年12月31日まで）は、改正後の四半期連結財務諸表規則に基づいて作成しております。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前第3四半期連結会計期間（平成21年10月1日から平成21年12月31日まで）及び前第3四半期連結累計期間（平成21年4月1日から平成21年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表についてはあずさ監査法人による四半期レビューを受け、また、当第3四半期連結会計期間（平成22年10月1日から平成22年12月31日まで）及び当第3四半期連結累計期間（平成22年4月1日から平成22年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表については有限責任あずさ監査法人による四半期レビューを受けております。

なお、あずさ監査法人は、監査法人の種類の変更により、平成22年7月1日をもって有限責任あずさ監査法人となっております。

1 【四半期連結財務諸表】
 (1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	当第3四半期連結会計期間末 (平成22年12月31日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成22年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	88,916	85,533
受取手形及び売掛金	※4 153,113	177,720
リース債権及びリース投資資産	12,657	13,993
有価証券	104,000	79,000
たな卸資産	※2 105,353	※2 98,263
繰延税金資産	22,254	19,085
未収入金	8,788	7,639
その他	14,441	12,720
貸倒引当金	△4,006	△4,703
流動資産合計	505,519	489,253
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物（純額）	68,707	66,708
機械装置及び運搬具（純額）	55,568	52,782
工具、器具及び備品（純額）	20,755	22,026
土地	33,785	34,320
リース資産（純額）	378	366
建設仮勘定	5,403	16,901
貸与資産（純額）	8,729	11,952
有形固定資産合計	※1 193,328	※1 205,057
無形固定資産		
のれん	65,901	71,936
その他	24,246	27,137
無形固定資産合計	90,148	99,074
投資その他の資産		
投資有価証券	20,937	22,029
長期貸付金	159	164
長期前払費用	3,138	3,353
繰延税金資産	33,042	35,304
その他	12,501	12,375
貸倒引当金	△844	△815
投資その他の資産合計	68,934	72,411
固定資産合計	352,411	376,544
資産合計	857,930	865,797

(単位：百万円)

	当第3四半期連結会計期間末 (平成22年12月31日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成22年3月31日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	※4 75,703	83,118
短期借入金	64,747	58,231
1年内返済予定の長期借入金	28,508	27,501
未払金	32,557	30,536
未払費用	22,853	24,882
未払法人税等	3,936	2,488
賞与引当金	5,711	11,173
役員賞与引当金	114	149
製品保証引当金	1,204	1,869
事業整理損失引当金	3,607	4,714
設備関係支払手形	※4 1,084	562
資産除去債務	17	—
その他	17,903	22,086
流動負債合計	257,950	267,313
固定負債		
社債	70,000	40,000
長期借入金	60,547	71,625
再評価に係る繰延税金負債	3,733	3,733
退職給付引当金	49,809	54,245
役員退職慰労引当金	305	450
資産除去債務	983	—
その他	6,402	7,654
固定負債合計	191,781	177,708
負債合計	449,732	445,022
純資産の部		
株主資本		
資本金	37,519	37,519
資本剰余金	204,140	204,140
利益剰余金	196,576	193,790
自己株式	△1,673	△1,743
株主資本合計	436,562	433,707
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	672	741
繰延ヘッジ損益	25	33
為替換算調整勘定	△30,347	△14,947
評価・換算差額等合計	△29,649	△14,172
新株予約権	628	617
少数株主持分	655	622
純資産合計	408,198	420,775
負債純資産合計	857,930	865,797

(2) 【四半期連結損益計算書】
【第3四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第3四半期連結累計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年12月31日)
売上高	588,731	575,280
売上原価	330,093	310,714
売上総利益	258,638	264,566
販売費及び一般管理費	※1 237,434	※1 236,314
営業利益	21,203	28,251
営業外収益		
受取利息	1,121	956
受取配当金	332	357
持分法による投資利益	—	73
その他	3,337	2,826
営業外収益合計	4,791	4,213
営業外費用		
支払利息	2,765	2,295
持分法による投資損失	3	—
為替差損	243	3,909
その他	3,846	3,987
営業外費用合計	6,859	10,191
経常利益	19,135	22,274
特別利益		
固定資産売却益	668	183
投資有価証券売却益	699	0
事業整理損失引当金戻入額	722	183
在外子会社におけるその他の特別利益	※2 598	※2 368
特別利益合計	2,688	735
特別損失		
固定資産除売却損	2,133	1,354
投資有価証券売却損	351	2
投資有価証券評価損	400	1,024
減損損失	164	59
事業構造改善費用	※3 1,216	※3 3,326
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	—	983
特別損失合計	4,264	6,750
税金等調整前四半期純利益	17,559	16,259
法人税等	8,544	5,443
少数株主損益調整前四半期純利益	—	10,815
少数株主利益	6	25
四半期純利益	9,007	10,790

【第3四半期連結会計期間】

(単位：百万円)

	前第3四半期連結会計期間 (自 平成21年10月1日 至 平成21年12月31日)	当第3四半期連結会計期間 (自 平成22年10月1日 至 平成22年12月31日)
売上高	195,390	183,455
売上原価	105,634	99,790
売上総利益	89,756	83,664
販売費及び一般管理費	※1 77,712	※1 78,018
営業利益	12,044	5,645
営業外収益		
受取利息	363	337
受取配当金	127	146
持分法による投資利益	37	31
その他	733	781
営業外収益合計	1,261	1,296
営業外費用		
支払利息	914	805
為替差損	477	598
その他	1,507	1,167
営業外費用合計	2,898	2,571
経常利益	10,406	4,371
特別利益		
固定資産売却益	508	39
投資有価証券売却益	699	0
投資有価証券評価損戻入益	—	606
事業整理損失引当金戻入額	25	9
その他	—	※2 131
特別利益合計	1,234	787
特別損失		
固定資産除売却損	481	361
投資有価証券売却損	337	2
投資有価証券評価損	177	70
減損損失	—	5
事業構造改善費用	—	59
特別損失合計	996	501
税金等調整前四半期純利益	10,645	4,657
法人税等	5,163	2,500
少数株主損益調整前四半期純利益	—	2,157
少数株主利益	8	3
四半期純利益	5,472	2,153

(3)【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前第3四半期連結累計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年12月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前四半期純利益	17,559	16,259
減価償却費	46,057	41,140
減損損失	164	59
のれん償却額	6,987	6,327
受取利息及び受取配当金	△1,453	△1,313
支払利息	2,765	2,295
固定資産除売却損益 (△は益)	1,464	1,170
投資有価証券売却及び評価損益 (△は益)	51	1,026
賞与引当金の増減額 (△は減少)	△6,258	△5,349
退職給付引当金の増減額 (△は減少)	3,849	△4,552
事業整理損失引当金の増減額 (△は減少)	△1,809	△1,107
売上債権の増減額 (△は増加)	5,943	6,105
たな卸資産の増減額 (△は増加)	24,648	△16,536
仕入債務の増減額 (△は減少)	△1,587	6,940
貸与資産振替による減少額	△5,290	△3,931
未収入金の増減額 (△は増加)	2,503	△3,004
未払金及び未払費用の増減額 (△は減少)	△7,526	2,618
預り金の増減額 (△は減少)	2,153	1,406
未払又は未収消費税等の増減額	3,730	△481
その他	△4,686	△2,290
小計	89,265	46,781
利息及び配当金の受取額	1,632	1,347
利息の支払額	△2,797	△2,280
法人税等の支払額又は還付額 (△は支払)	402	△6,391
営業活動によるキャッシュ・フロー	88,503	39,457
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	△26,432	△28,067
有形固定資産の売却による収入	1,029	700
無形固定資産の取得による支出	△3,337	△3,582
事業譲渡による収入	—	468
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の取得による支出	—	△2,114
貸付けによる支出	△105	△457
貸付金の回収による収入	145	117
投資有価証券の取得による支出	△2,913	△94
投資有価証券の売却による収入	1,197	11
その他の投資による支出	△860	△957
その他	502	275
投資活動によるキャッシュ・フロー	△30,774	△33,701

(単位：百万円)

	前第3四半期連結累計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年12月31日)
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額 (△は減少)	△127	11,091
長期借入れによる収入	16,097	—
長期借入金の返済による支出	△12,293	△10,057
社債の発行による収入	—	30,000
社債の償還による支出	△30,000	—
リース債務の返済による支出	△1,583	△1,130
自己株式の売却による収入	9	3
自己株式の取得による支出	△77	△71
配当金の支払額	△9,128	△7,828
少数株主からの払込みによる収入	—	51
財務活動によるキャッシュ・フロー	△37,104	22,059
現金及び現金同等物に係る換算差額	1,876	512
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	22,500	28,326
現金及び現金同等物の期首残高	133,727	164,146
現金及び現金同等物の四半期末残高	* 156,228	* 192,472

【四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】

当第3四半期連結累計期間
(自 平成22年4月1日
至 平成22年12月31日)

1 連結の範囲に関する事項の変更

(1) 連結の範囲の変更

第1四半期連結会計期間より、Konica Minolta Healthcare India Private Ltd.は新たに設立したため連結子会社を含めております。また、コニカミノルタプロ(株)、Konica Minolta Printing Solutions Asia Pty. Ltd.は清算終了により、Konica Minolta Business Solutions (MONTREAL) Inc.は連結子会社であるKonica Minolta Business Solutions (Canada) Ltd.が吸収合併したため、Albin Industries, Inc.、Frontier Business Systems, Inc.、Hughes-Calihan Corporationは連結子会社であるKonica Minolta Business Solutions U.S.A., Inc.が吸収合併したため、連結子会社から除外しております。

当第3四半期連結会計期間より、All Covered Inc.は買収により新たに連結子会社を含めております。また、コニカミノルタコンポーネンツ(株)は清算終了により、コニカミノルタグラフィックイメージング(株)は連結子会社であるコニカミノルタビジネスソリューションズ(株)が吸収合併したため、American Litho Inc.は売却により、連結子会社から除外しております。

(2) 変更後の連結子会社の数 89社

2 持分法の適用に関する事項の変更

(1) 持分法適用非連結子会社

① 持分法適用非連結子会社の変更

第2四半期連結会計期間より、Konica Holding Australia Pty. Ltd.は清算終了により持分法適用の範囲から除外しております。

② 変更後の持分法適用非連結子会社の数 4社

(2) 持分法適用関連会社

① 持分法適用関連会社の変更

第2四半期連結会計期間より、MHIメディカルシステムズ(株)は清算終了により持分法適用の範囲から除外しております。

② 変更後の持分法適用関連会社の数 2社

3 会計処理基準に関する事項の変更

資産除去債務に関する会計基準の適用

第1四半期連結会計期間より、「資産除去債務に関する会計基準」(企業会計基準第18号 平成20年3月31日)及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日)を適用しております。

これにより、当第3四半期連結累計期間の税金等調整前四半期純利益は983百万円減少しております。また、当会計基準等の適用開始による資産除去債務の変動額は983百万円であります。

【表示方法の変更】

当第3四半期連結累計期間
(自 平成22年4月1日
至 平成22年12月31日)

(四半期連結損益計算書)

「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号 平成20年12月26日)に基づく「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」(平成21年3月24日 内閣府令第5号)の適用により、当第3四半期連結累計期間では、「少数株主損益調整前四半期純利益」の科目で表示しております。

当第3四半期連結会計期間
(自 平成22年10月1日
至 平成22年12月31日)

(四半期連結損益計算書)

「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号 平成20年12月26日)に基づく「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」(平成21年3月24日 内閣府令第5号)の適用により、当第3四半期連結会計期間では、「少数株主損益調整前四半期純利益」の科目で表示しております。

【簡便な会計処理】

当第3四半期連結累計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年12月31日)	
1 一般債権の貸倒見積高の算定方法 当第3四半期連結会計期間末の一般債権の貸倒見積高算定に関しては、貸倒実績率に著しい変化がないと認められるため、前連結会計年度末の貸倒実績率を使用して貸倒見積高を算定しております。	
2 棚卸資産の評価方法 当第3四半期連結会計期間末の棚卸高の算出に関しては、実地棚卸を省略し、第2四半期連結会計期間末の実地棚卸残高に基づき、合理的方法により算定する方法によっております。 また、棚卸資産の簿価切下げに関しては、収益性の低下が明らかなものについてのみ正味売却価額を見積り、簿価切下げを行う方法によっております。	
3 繰延税金資産及び繰延税金負債の算定方法 繰延税金資産の回収可能性の判断に関しては、前連結会計年度末以降に経営環境等、かつ、一時差異等の発生状況に著しい変化がないと認められるため、前連結会計年度において使用した将来の業績予測やタックス・プランニングを利用する方法によっております。	

【四半期連結財務諸表の作成に特有の会計処理】

当第3四半期連結累計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年12月31日)	
税金費用の計算 当連結会計年度の税引前当期純利益に対する税効果会計適用後の実効税率を合理的に見積もり、税引前四半期純利益に当該見積実効税率を乗じて計算する方法を採用しております。 なお、法人税等調整額は、「法人税等」に含めて表示しております。	

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

当第3四半期連結会計期間末 (平成22年12月31日)	前連結会計年度末 (平成22年3月31日)
※1 有形固定資産から直接控除した減価償却累計額 441,527百万円	※1 有形固定資産から直接控除した減価償却累計額 434,396百万円
※2 たな卸資産内訳 商品及び製品 72,797百万円 仕掛品 15,262 〃 原材料及び貯蔵品 17,293 〃	※2 たな卸資産内訳 商品及び製品 67,349百万円 仕掛品 15,541 〃 原材料及び貯蔵品 15,373 〃
3 保証債務 連結会社以外の会社等の、金融機関からの借入やリース債務等に対し、629百万円の債務保証を行っております。 上記の外、取引先における金融機関からの借入に対し、115百万円の保証予約を行っております。	3 保証債務 連結会社以外の会社等の、金融機関からの借入やリース債務等に対し、1,926百万円の債務保証を行っております。 上記の外、取引先における金融機関からの借入に対し、85百万円の保証予約を行っております。
※4 四半期連結会計期間末日満期手形の会計処理については、手形交換日をもって決済処理しております。 なお、当第3四半期連結会計期間末日が金融機関の休日であったため、次の四半期連結会計期間末日満期手形が、四半期連結会計期間末残高に含まれております。 受取手形 895百万円 支払手形 1,203 〃 設備関係支払手形 0 〃	_____

(四半期連結損益計算書関係)

第3四半期連結累計期間

前第3四半期連結累計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年12月31日)
※1 販売費及び一般管理費のうち、主要な費目及び金額は下記のとおりであります。 販売諸費 7,750百万円 運送保管料 13,377 〃 広告宣伝費 8,397 〃 給料賃金 53,696 〃 賞与引当金繰入額 2,223 〃 研究開発費 51,977 〃 減価償却費 11,719 〃 退職給付費用 4,171 〃 貸倒引当金繰入額 796 〃	※1 販売費及び一般管理費のうち、主要な費目及び金額は下記のとおりであります。 販売諸費 8,231百万円 運送保管料 15,094 〃 広告宣伝費 9,210 〃 給料賃金 50,349 〃 賞与引当金繰入額 2,732 〃 研究開発費 54,111 〃 減価償却費 10,900 〃 退職給付費用 4,041 〃 貸倒引当金繰入額 843 〃
※2 在外子会社におけるその他の特別利益は、米国の子会社における米国州法に基づく返還義務額等の減額によるものであります。	※2 在外子会社におけるその他の特別利益は、米国の子会社における米国州法に基づく返還義務額等の減額によるものであります。
※3 事業構造改善費用は、情報機器事業及びメディカル&グラフィック事業における、人員再配置・最適化に伴う退職金等であります。	※3 事業構造改善費用は、主に、旧メディカル&グラフィック事業における事業再編に伴う費用及び情報機器事業における人員再配置・最適化に伴う退職金等であります。

第3四半期連結会計期間

前第3四半期連結会計期間 (自 平成21年10月1日 至 平成21年12月31日)	当第3四半期連結会計期間 (自 平成22年10月1日 至 平成22年12月31日)
※1 販売費及び一般管理費のうち、主要な費目及び金額は下記のとおりであります。 販売諸費 2,306百万円 運送保管料 4,896 〃 広告宣伝費 2,698 〃 給料賃金 17,868 〃 賞与引当金繰入額 2,223 〃 研究開発費 16,673 〃 減価償却費 3,852 〃 退職給付費用 1,402 〃 貸倒引当金繰入額 192 〃	※1 販売費及び一般管理費のうち、主要な費目及び金額は下記のとおりであります。 販売諸費 2,621百万円 運送保管料 4,365 〃 広告宣伝費 2,729 〃 給料賃金 16,859 〃 賞与引当金繰入額 2,732 〃 研究開発費 18,767 〃 減価償却費 3,634 〃 退職給付費用 1,176 〃 貸倒引当金繰入額 73 〃
	※2 特別利益その他は、旧メディカル&グラフィック事業における事業再編に伴う費用の戻入によるものであります。

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前第3四半期連結累計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年12月31日)
※ 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係	※ 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係
現金及び預金 89,772百万円	現金及び預金 88,916百万円
有価証券 67,000 "	有価証券 104,000 "
計 156,772百万円	計 192,916百万円
預入期間が3か月超の定期預金 △543 "	預入期間が3か月超の定期預金 △443 "
現金及び現金同等物 156,228百万円	現金及び現金同等物 192,472百万円

(株主資本等関係)

当第3四半期連結会計期間末(平成22年12月31日)及び当第3四半期連結累計期間(自 平成22年4月1日
至 平成22年12月31日)

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	当第3四半期連結会計期間末
普通株式(株)	531,664,337

2 自己株式に関する事項

株式の種類	当第3四半期連結会計期間末
普通株式(株)	1,436,886

3 新株予約権等に関する事項

会社名	目的となる株式の種類	目的となる株式の数(株)	当第3四半期 連結会計期間末残高 (百万円)
提出会社	普通株式	661,000	628

4 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成22年5月13日 取締役会	普通株式	3,976	7.50	平成22年3月31日	平成22年5月31日	利益剰余金
平成22年10月28日 取締役会	普通株式	3,976	7.50	平成22年9月30日	平成22年11月26日	利益剰余金

(2) 基準日が当連結会計年度の開始の日から当四半期連結会計期間末までに属する配当のうち、配当の効力発生日が当四半期連結会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【事業の種類別セグメント情報】

前第3四半期連結会計期間 (自 平成21年10月1日 至 平成21年12月31日)

(単位：百万円)

	情報機器事業	オプト事業	メディカル&グラフィック事業	計測機器事業	その他事業	計	消去又は全社	連結
売上高								
(1) 外部顧客に対する売上高	133,975	32,127	23,498	1,681	4,108	195,390	—	195,390
(2) セグメント間の内部売上高又は振替高	945	262	253	222	11,353	13,038	(13,038)	—
計	134,921	32,389	23,752	1,904	15,462	208,429	(13,038)	195,390
営業費用	124,734	28,214	24,005	1,943	14,293	193,192	(9,845)	183,346
営業利益 (△営業損失)	10,186	4,174	△253	△39	1,168	15,237	(3,192)	12,044

前第3四半期連結累計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年12月31日)

(単位：百万円)

	情報機器事業	オプト事業	メディカル&グラフィック事業	計測機器事業	その他事業	計	消去又は全社	連結
売上高								
(1) 外部顧客に対する売上高	393,915	102,601	76,426	4,725	11,062	588,731	—	588,731
(2) セグメント間の内部売上高又は振替高	2,545	612	1,182	672	33,812	38,825	(38,825)	—
計	396,461	103,213	77,609	5,398	44,875	627,557	(38,825)	588,731
営業費用	378,385	92,919	76,069	5,813	42,416	595,604	(28,075)	567,528
営業利益 (△営業損失)	18,075	10,294	1,540	△415	2,458	31,953	(10,749)	21,203

(注) 1 事業区分の方法：製品の種類・販売市場の類似性、事業及び事業管理の実態に基づき、情報機器事業、オプト事業、メディカル&グラフィック事業、計測機器事業及びその他事業の5つのセグメントに区分しております。

2 各事業に属する主要製品の名称

事業区分	主要製品
情報機器事業	MFP、プリンター 他
オプト事業	光学デバイス、電子材料 他
メディカル&グラフィック事業	医療、印刷用製品 他
計測機器事業	産業用、医用計測機器 他
その他事業	上記製品群に含まれないもの

3 営業費用のうち、消去又は全社の項目に含めた配賦不能営業費用の金額は、第3四半期連結会計期間6,974百万円、第3四半期連結累計期間21,916百万円であり、その主なものは、純粋持株会社の基礎的研究費及び本社機能に係る費用であります。

【所在地別セグメント情報】

前第3四半期連結会計期間（自 平成21年10月1日 至 平成21年12月31日）

（単位：百万円）

	日本	北米	欧州	アジア他	計	消去又は 全社	連結
売上高							
(1) 外部顧客に対する 売上高	87,453	41,111	53,865	12,959	195,390	—	195,390
(2) セグメント間の 内部売上高 又は振替高	64,524	496	500	42,219	107,741	(107,741)	—
計	151,978	41,608	54,366	55,179	303,132	(107,741)	195,390
営業費用	138,582	40,626	52,691	52,048	283,949	(100,602)	183,346
営業利益	13,395	981	1,675	3,130	19,183	(7,139)	12,044

前第3四半期連結累計期間（自 平成21年4月1日 至 平成21年12月31日）

（単位：百万円）

	日本	北米	欧州	アジア他	計	消去又は 全社	連結
売上高							
(1) 外部顧客に対する 売上高	271,102	127,670	152,923	37,034	588,731	—	588,731
(2) セグメント間の 内部売上高 又は振替高	164,479	1,541	1,047	116,972	284,040	(284,040)	—
計	435,581	129,212	153,970	154,007	872,772	(284,040)	588,731
営業費用	409,607	130,339	149,284	145,998	835,230	(267,701)	567,528
営業利益（△営業損失）	25,973	△1,127	4,686	8,008	37,541	(16,338)	21,203

(注) 1 国又は地域の区分は、地理的近接度によっております。

2 本邦以外の区分に属する主な国又は地域

(1) 北米……………米国、カナダ

(2) 欧州……………ドイツ、フランス、イギリス

(3) アジア他……オーストラリア、中国、シンガポール

3 営業費用のうち、消去又は全社の項目に含めた配賦不能営業費用の金額は、第3四半期連結会計期間6,974百万円、第3四半期連結累計期間21,916百万円であり、その主なものは、純粋持株会社の基礎的研究費及び本社機能に係る費用であります。

【海外売上高】

前第3四半期連結会計期間（自 平成21年10月1日 至 平成21年12月31日）

	北米	欧州	アジア他	計
I 海外売上高（百万円）	42,674	60,203	40,808	143,685
II 連結売上高（百万円）	—	—	—	195,390
III 連結売上高に占める 海外売上高の割合（%）	21.8	30.8	20.9	73.5

前第3四半期連結累計期間（自 平成21年4月1日 至 平成21年12月31日）

	北米	欧州	アジア他	計
I 海外売上高（百万円）	128,993	169,751	123,166	421,911
II 連結売上高（百万円）	—	—	—	588,731
III 連結売上高に占める 海外売上高の割合（%）	21.9	28.9	20.9	71.7

(注) 1 国又は地域の区分は、地理的近接度によっております。

2 各区分に属する主な国又は地域

(1) 北米……………米国、カナダ

(2) 欧州……………ドイツ、フランス、イギリス

(3) アジア他……オーストラリア、中国、シンガポール

3 海外売上高は、当社及び連結子会社の本邦以外の国又は地域における売上高であります。

【セグメント情報】

1 報告セグメントの概要

当社の報告セグメントは、当社の構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、経営者が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社は、国内に製品・サービス別の事業会社を置き、各事業会社は、取り扱う製品・サービスについて国内及び海外の包括的な戦略を立案し、事業活動を展開しております。

したがって、当社は、事業会社を基礎とした製品・サービス別のセグメントから構成されており、「情報機器事業」、「オプト事業」及び「ヘルスケア事業」の3つを報告セグメントとしております。

「情報機器事業」は、MFP、プリンター、プロダクションプリンティング機及び関連消耗品等の製造販売をしております。「オプト事業」は、光学デバイス及び電子材料等の製造販売をしております。「ヘルスケア事業」は、医療用製品等の製造販売をしております。

また、報告セグメントの変更、及び報告セグメントに属する主要な製品及びサービスの種類の重要な異動に関し、「4 報告セグメントの変更等に関する事項」に記載をしております。

2 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

当第3四半期連結累計期間（自 平成22年4月1日 至 平成22年12月31日）

（単位：百万円）

	報告セグメント				その他 (注) 1	合計
	情報機器 事業	オプト事業	ヘルスケア 事業(注) 2	計		
売上高						
外部顧客への売上高	396,340	99,407	62,514	558,262	17,017	575,280
セグメント間の 内部売上高又は振替高	2,542	650	1,087	4,280	37,736	42,016
計	398,883	100,058	63,601	562,543	54,754	617,297
セグメント利益	25,988	10,043	592	36,625	3,699	40,324

当第3四半期連結会計期間（自 平成22年10月1日 至 平成22年12月31日）

（単位：百万円）

	報告セグメント				その他 (注) 1	合計
	情報機器 事業	オプト事業	ヘルスケア 事業(注) 2	計		
売上高						
外部顧客への売上高	130,289	30,249	17,598	178,137	5,317	183,455
セグメント間の 内部売上高又は振替高	528	289	388	1,205	10,900	12,105
計	130,817	30,538	17,986	179,343	16,217	195,561
セグメント利益	6,393	2,051	11	8,456	1,217	9,673

(注) 1 「その他」の区分には、計測機器事業及び産業用インクジェット事業を含んでおります。

2 第2四半期連結会計期間までの「メディカル&グラフィック事業」は、当第3四半期連結会計期間より「ヘルスケア事業」に報告セグメントの名称を変更しております。なお、当第3四半期連結累計期間の「ヘルスケア事業」の金額には、第2四半期連結累計期間の「メディカル&グラフィック事業」の金額を含んでおります。

3 報告セグメントの利益又は損失の金額の合計額と四半期連結損益計算書計上額との差額及び当該差額の主な内容（差異調整に関する事項）

当第3四半期連結累計期間（自 平成22年4月1日 至 平成22年12月31日）（単位：百万円）

利益	金額
報告セグメント計	36,625
「その他」の区分の利益	3,699
セグメント間取引消去	△ 3,923
全社費用（注）	△ 8,149
四半期連結損益計算書の営業利益	28,251

当第3四半期連結会計期間（自 平成22年10月1日 至 平成22年12月31日）（単位：百万円）

利益	金額
報告セグメント計	8,456
「その他」の区分の利益	1,217
セグメント間取引消去	△ 1,230
全社費用（注）	△ 2,797
四半期連結損益計算書の営業利益	5,645

(注) 全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費及び基礎的研究費であります。

4 報告セグメントの変更等に関する事項

当第3四半期連結累計期間（自平成22年4月1日 至平成22年12月31日）

当第3四半期連結会計期間から、プロダクションプリント分野の一層の競争力強化とさらなる業容拡大を目指し、商業印刷及びデジタル印刷関連事業を情報機器事業へ集約するよう再編を実施したため、報告セグメントの区分方法を変更し、「メディカル&グラフィック事業」のグラフィック事業を「情報機器事業」に編入しております。

この再編に伴い、報告セグメントの名称を「メディカル&グラフィック事業」から「ヘルスケア事業」に変更しております。

また、主要な製品及びサービスの種類も、「メディカル&グラフィック事業」としての医療、印刷用製品等の製造販売から、「ヘルスケア事業」としての医療用製品等の製造販売に変更しております。

（追加情報）

第1四半期連結会計期間より、「セグメント情報等の開示に関する会計基準」（企業会計基準第17号 平成21年3月27日）及び「セグメント情報等の開示に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第20号 平成20年3月21日）を適用しております。

（金融商品関係）

当第3四半期連結会計期間末（平成22年12月31日）

短期借入金、社債及びデリバティブ取引が、企業集団の事業の運営において重要なものとなっており、かつ、前連結会計年度の末日に比べて著しい変動が認められます。

（単位：百万円）

科目	四半期連結貸借 対照表計上額	時価	差額
(1) 短期借入金	64,747	64,747	—
(2) 社債	70,000	69,537	△463
(3) デリバティブ取引(*)	1,086	1,086	—

(*) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、（ ）で表示しております。

（注）金融商品の時価の算定方法並びにデリバティブ取引に関する事項

(1) 短期借入金

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2) 社債

取引先金融機関から提示された価格によっております。

(3) デリバティブ取引

後述の「デリバティブ取引関係」をご参照下さい。

（デリバティブ取引関係）

当第3四半期連結会計期間末（平成22年12月31日）

デリバティブ取引の契約額等、時価及び評価損益

通貨関連

（単位：百万円）

区分	種類	契約額等	契約額等のうち 1年超	時価	評価損益
市場取引以外 の取引	為替予約取引				
	売建				
	USドル	30,542	—	535	535
	ユーロ	14,186	—	621	621
	その他	2,939	—	△81	△81
	買建				
	USドル	7,025	—	△58	△58
	その他	3,365	—	43	43
	合計	58,060	—	1,060	1,060
通貨スワップ取引					
その他	2,393	979	△16	△16	

（注）1 時価の算定方法

為替予約取引については、先物為替相場によっております。

通貨スワップ取引については、取引先金融機関から提示された価格によっております。

2 ヘッジ会計が適用されているものについては、記載対象から除いております。

(1株当たり情報)

1 1株当たり純資産額

当第3四半期連結会計期間末 (平成22年12月31日)	前連結会計年度末 (平成22年3月31日)
767.43円	791.28円

2 1株当たり四半期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額

第3四半期連結累計期間

前第3四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)
1株当たり四半期純利益金額 16.99円	1株当たり四半期純利益金額 20.35円
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額 16.00円	潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額 19.70円

(注) 1株当たり四半期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定上の基礎

項目	前第3四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)
四半期連結損益計算書上の四半期純利益金額(百万円)	9,007	10,790
普通株式に係る四半期純利益金額(百万円)	9,007	10,790
普通株主に帰属しない金額(百万円)	—	—
普通株式の期中平均株式数(千株)	530,279	530,221
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に用いられた四半期純利益調整額の主要な内訳(百万円)		
受取利息(税額相当額控除後)	△46	—
四半期純利益調整額(百万円)	△46	—
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に用いられた普通株式増加数の主要な内訳(千株)		
転換社債型新株予約権付社債	29,073	16,785
新株予約権	579	705
普通株式増加数(千株)	29,653	17,490
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含まれなかった潜在株式について前連結会計年度末から重要な変動がある場合の概要	—	—

第3四半期連結会計期間

前第3四半期連結会計期間 (自平成21年10月1日 至平成21年12月31日)	当第3四半期連結会計期間 (自平成22年10月1日 至平成22年12月31日)
1株当たり四半期純利益金額 10.32円	1株当たり四半期純利益金額 4.06円
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額 9.80円	潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額 3.93円

(注) 1株当たり四半期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定上の基礎

項目	前第3四半期連結会計期間 (自平成21年10月1日 至平成21年12月31日)	当第3四半期連結会計期間 (自平成22年10月1日 至平成22年12月31日)
四半期連結損益計算書上の四半期純利益金額(百万円)	5,472	2,153
普通株式に係る四半期純利益金額(百万円)	5,472	2,153
普通株主に帰属しない金額(百万円)	—	—
普通株式の期中平均株式数(千株)	530,262	530,233
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に用いられた四半期純利益調整額の主要な内訳(百万円)		
受取利息(税額相当額控除後)	△11	—
四半期純利益調整額(百万円)	△11	—
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に用いられた普通株式増加数の主要な内訳(千株)		
転換社債型新株予約権付社債	26,080	16,785
新株予約権	680	755
普通株式増加数(千株)	26,761	17,540
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含まれなかった潜在株式について前連結会計年度末から重要な変動がある場合の概要	—	—

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2 【その他】

平成22年10月28日開催の取締役会において、平成22年9月30日の最終の株主名簿に記録された株主に対し、次のとおり剰余金の配当を行うことを決議いたしました。

① 配当金の総額	3,976百万円
② 1株当たりの金額	7円50銭
③ 支払請求権の効力発生日及び支払開始日	平成22年11月26日

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成22年2月9日

コニカミノルタホールディングス株式会社
取締役会 御中

あずさ監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 前 野 充 次 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 高 橋 勉 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 岩 出 博 男 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているコニカミノルタホールディングス株式会社の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間（平成21年10月1日から平成21年12月31日まで）及び第3四半期連結累計期間（平成21年4月1日から平成21年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、コニカミノルタホールディングス株式会社及び連結子会社の平成21年12月31日現在の財政状態、同日をもって終了する第3四半期連結会計期間及び第3四半期連結累計期間の経営成績並びに第3四半期連結累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2. 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成23年2月9日

コニカミノルタホールディングス株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 前 野 充 次 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 中 村 嘉 彦 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 岩 出 博 男 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているコニカミノルタホールディングス株式会社の平成22年4月1日から平成23年3月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間（平成22年10月1日から平成22年12月31日まで）及び第3四半期連結累計期間（平成22年4月1日から平成22年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、コニカミノルタホールディングス株式会社及び連結子会社の平成22年12月31日現在の財政状態、同日をもって終了する第3四半期連結会計期間及び第3四半期連結累計期間の経営成績並びに第3四半期連結累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2. 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

【表紙】

【提出書類】	確認書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の8第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成23年2月10日
【会社名】	コニカミノルタホールディングス株式会社
【英訳名】	KONICA MINOLTA HOLDINGS, INC.
【代表者の役職氏名】	取締役代表執行役社長 松 崎 正 年
【最高財務責任者の役職氏名】	取締役常務執行役 安 藤 吉 昭
【本店の所在の場所】	東京都千代田区丸の内一丁目6番1号
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号) 株式会社大阪証券取引所 (大阪市中央区北浜一丁目8番16号)

1 【四半期報告書の記載内容の適正性に関する事項】

当社取締役代表執行役社長松崎正年及び当社最高財務責任者安藤吉昭は、当社の第107期第3四半期（自 平成22年10月1日 至 平成22年12月31日）の四半期報告書の記載内容が金融商品取引法令に基づき適正に記載されていることを確認いたしました。

2 【特記事項】

特記すべき事項はありません。